

議員提出議案第3号

尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する
条例について

尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

令和2年10月8日提出

尼崎市議会議員	眞	田	泰	秀
同	丸	岡	鉄	也
同	光	本	圭	佑
同	土	岐	良	二
同	蛭	子	秀	一
同	佐	野	剛	志
同	徳	田		稔
同	酒	井		一
同	北	村	章	治

尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する
条例

尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年尼崎市条例
第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、会派広報の作成費に係るものについては、尼崎市議会議
長（以下「議長」という。）が定める。

第9条第1項中「尼崎市議会議長（以下「」及び「」という。）」
を削る。

第13条中「は、」の次に「議長が、又は」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

会派広報の作成費に係る基準を尼崎市議会議長が定めるにあたり、
条例改正が必要であることから、本案を提出する。